

意見書案第50号

平成24年12月18日提出

平成24年12月18日可決

提出者 市議会議員 大崎 美一

同 丸山 貞行

同 小曾根 英明

同 中林 章

同 石塚 武

同 笠原 久

同 笠原 寅一

同 町田 徳之助

同 岡田 行喜

同 宮田 和夫

「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定を求める意見書

現在の日本社会において、聴覚障害者などいわゆる情報弱者と言われる方々の情報へのアクセスやコミュニケーションを保障するための手段として政見放送に手話通訳がついたり、字幕番組放送がふえているなどの進展はあるものの、依然として、医療・教育・労働・通信・司法など社会のあらゆる分野に及んでいないことや義務化されていないことから聴覚障害者などに多くの生活場面で不便さを及ぼしている。

このように、聴覚障害者などの情報へのアクセスやコミュニケーションを保障する制度が不十分なことから、平成24年8月5日に「言語（手話を含む。）その他の意思疎通の手段を選択する機会の確保」、「情報を取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大」（第3条の3）などを基本原則とした障害者基本法の一部を改正する法律が公布された。また、障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院・参議院）には「障がい者に係る情報コミュニケーションに関する制度について検討を加え、法制の整備その他の必要な措置を講ずること」などが記されている。

具体的法整備を進めることにより、障がい者の感じる不便さの解消や社会参加の拡大による日常生活の質の向上が図られることや、コミュニケーションの双方向性から障がい者とかかわる人々にとっても有意義でありバリアフリー社会や共生社会の実現にとっても大切なことと考える。

そこで、国においては、改正障害者基本法や附帯決議の趣旨に基づき、実効性のある「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定を速やかに行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月18日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣

前橋市議会議員 関本 照雄